

おかやましがいくじんしみんかいぎうんえいようりょう
岡山市外国人市民会議運営要領

しゆし
(趣旨)

だい じょう ようりょう おかやましがいくじんしみんかいぎせつちじょうれい へいせい ねん しじょうれいだい ごう い か
第 1 条 要領は、岡山市外国人市民会議設置条例（平成 23 年市条例第 13 号。以下
「じょうれい」という。）だい じょう きてい おかやましがいくじんしみんかいぎ うんえい ひつよう
第 8 条の規定により、岡山市外国人市民会議の運営について必要
な事項を定めるものとする。

かいぎ かいさいなど
(会議の開催等)

だい じょう かいぎ へいかい さんかい えんかい ちゅうしまた きゆうけい いいんちょう せんこく
第 2 条 会議の閉会、散会、延会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

かいぎ ぼうちょう
(会議の傍聴)

だい じょう かいぎ ぼうちょう もの い か ぼうちょうにん ていいん かいぎ つどさだ
第 3 条 会議を傍聴する者（以下「ぼうちょうにん」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 ぼうちょう きぼう もの ぜんこう ていいん こ せんちやくじゆん ぼうちょうにん けつ
傍聴を希望する者が前項の定員を超えるとときは、先着順により傍聴人を決するも
のとする。

3 ぼうちょうにん かいぎ ぼうがい いいんちょう せい めいれい したが
傍聴人が会議を妨害するときは、委員長はこれを制し、その命令に従わないときは、
これを退場させることができる。

かいぎ しょうげんご
(会議の使用言語)

だい じょう かいぎ にほんご もち つうやく どうこう
第 4 条 会議は日本語を用いる。ただし、通訳を同行することができる。

しゆひぎむ
(守秘義務)

だい じょう いいん ぎょうむじょう しよくむじょうし ひみつ ほか も
第 5 条 委員は業務上、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

いにん
(委任)

だい じょう この ようりょう さだ かいぎ うんえい ひつよう じこう いいんちょう
第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が
かいぎ ほか さだ
会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。